

ティチーノ州にお住まいの皆様

令和3年1月4日  
在ジュネーブ領事事務所

## ティチーノ州における領事出張サービスのお知らせ

以下のとおり、ティチーノ州にお住まいの皆様を対象とした領事出張サービスを実施いたします。

**本年については、来訪者の感染予防の観点から、予約制としますので、ご来訪予定の方は、ご用件とご希望の時間帯(1時間単位で第2希望まで)を事前に当事務所までご連絡下さい。ご予約の時間帯については、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承下さい。また、以下の③旅券及び④証明の手続きをご希望の方は、2月12日(金)までに当事務所までご連絡下さい。**

◆日時: 2021年 3月11日(木) 14:00~18:00

◆会場: HOTEL FEDERALE LUGANO

Via Paolo Regazzoni 8  
CH6900 Lugano  
Tel:091 910 08 08

### ◆領事事務受付内容

- ① 在留届: 在留届提出の受付
- ② 選挙: 在外選挙人名簿登録申請の受付  
※海外での居住が3か月未満の方でも登録申請ができます。
- ③ 旅券: 現有旅券の切替発給、お子様の新規発給や期限切れによる新規発給等  
※ご希望の方は事前に申請書等をご提出頂く必要がありますので、**2月12日(金)までに必ず当事務所までご連絡下さい。**(6か月以内に発行された戸籍謄(抄)本が必要になる場合がございます。)  
また、当日も旅券に関する申請(新規・切替・訂正)を受け付けますが、**当日受付分につきましては後日当事務所にてお渡しすることになりますので、予めご了承下さい。**
- ④ 証明: 在留証明、署名証明、翻訳証明、運転免許証の仏語訳  
戸籍謄本に基づく出生、婚姻証明等の受付  
※ご希望の方は事前に申請書等をご提出頂く必要がありますので、**2月12日(金)までに必ず当事務所までご連絡下さい。**
- ⑤ 戸籍: 出生、婚姻等戸籍関係届の受付
- ⑥ 国籍: 国籍選択届等の受付

### ◆来訪時の注意事項

- ① 感染予防のため、以下のご協力をお願いいたします。
  - ・体調の優れない方は、ご来訪をご遠慮下さい。
  - ・最小限の人数でお越し下さい。来訪者が多い場合や同伴の方は、会場外でお待ちいただく可能性があります。
  - ・マスクの着用、手指の消毒、社会的距離の維持にご協力下さい。
- ② **新型コロナウイルスの流行状況によっては、本件領事出張サービスを延期又は中止する可能性がありますので、その際にはご理解をお願いいたします。**

その他、当領事事務所に対するご意見・ご要望等ございましたら、この機会にお気軽にお問い合わせ下さい。

■在ジュネーブ領事事務所■  
CONSULAT DU JAPON À GENÈVE  
82 RUE DE LAUSANNE  
1202 GENEVE / SUISSE  
電話:022-716-99-00 FAX:022-716-99-01  
メール: [consulate@br.mofa.go.jp](mailto:consulate@br.mofa.go.jp)

HP: [https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)